

広島県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年五月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下徳良本郷線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三原市本郷町船木字鬼釜一〇六六六番一、二地 先から 三原市本郷町船木字鬼釜一〇六六六番三、地先 まで		新	一一・〇〇〇 一九・〇〇〇	二五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 二五・〇〇メ ートル
		旧	一一・三〇〇 二〇・〇〇〇	二五・〇〇	